相 続 放 棄 申 述 手 続 の ご 案 内

函館家庭裁判所

☆ 相続放棄申述手続について

相続人となった人が遺産の相続を放棄しようとするときは，相続の開始を知った日から３か月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をしなければなりません。

相続の開始を知った日とは，被相続人が死亡した日，警察等から死亡の通知を受けた日，先順位者の相続放棄を知った日，債権者から負債の通知を受けた日などです。

本手続は，相続の開始によって自己に帰属する被相続人の権利義務を確定的に消滅させる手続です。

☆ 相続の順位

※配偶者は，順位に関わらず常に相続人となります。

第１順位：亡くなった方の子（その方が亡くなっている場合は更にその子が代襲相続）

第２順位：亡くなった方の直系尊属（両親や祖父母など）

第３順位：亡くなった方の兄弟姉妹（その兄弟姉妹が亡くなっている場合はその子が代襲相続）

☆ 手数料及び添付資料

□ 申立手数料・・１人につき８００円（収入印紙）

□ 郵便切手・・・１人につき２５２円（８４円×３枚）

※必要に応じて追加していただくこともありますのでご了承ください。

□ 債権者からの通知書等の書類の写し

☆ 用意する書類について

１　用意していただく戸籍などの書類は，亡くなった方（被相続人）と相続人の関係によって異なります。<u>まず，裏面をご覧いただき，該当する項目に添って準備を進めてください。</u>

亡くなった方との関係が複雑になると，あなたが相続人であることを確認するために多くの戸籍が必要になります。また，本書面に記載したものでは足りない場合があり，後日改めて取得していただくこともありますので，あらかじめご了承ください。

２　<u>戸籍類の取り寄せは，各市町村へ申請してください。</u>

申請する市町村役場が遠方であったり，複数ある場合は，郵便による手続が可能です。詳しくは，申請する市町村へ直接お問い合わせください。

☆ 標準的な申立添付書類

※ 審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。
※ 同じ書類は１通で足ります。
※ 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合，その事件で提出済みのものは不要です。ただし，現在戸籍は発行から３か月以内のものが必要です。
※ 戸籍等の謄本は「全部事項証明書」という名称で呼ばれる場合があります。
※ 申述(申立て)時に提出できない戸籍等がある場合は，その戸籍等は申述(申立て)後に追加提出してください。

配偶者及び第１順位の方【亡くなった方の子，子が亡くなっている場合はその子】

□　被相続人の住民票除票又は戸籍附票
□　被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
□　申述人(放棄する方)の戸籍謄本
□　申述人が代襲相続人(孫，ひ孫等)の場合，被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本

第２順位の方【亡くなった方の直系尊属（両親，両祖父母等）】

□　被相続人の住民票除票又は戸籍附票
□　被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
□　申述人(放棄する方)の戸籍謄本
□　被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいる場合，その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
□　被相続人の直系尊属に死亡している方(相続人より下の代の直系尊属に限る(例：相続人が祖母の場合，父母))がいる場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本

第３順位の方【亡くなった方の兄弟姉妹，兄弟姉妹が亡くなっている場合はその子】

□　被相続人の住民票除票又は戸籍附票
□　被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
□　被相続人の直系尊属(父母，両祖父母等)の死亡の記載のある戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
□　申述人(放棄する方)の戸籍謄本
□　被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいる場合，その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
□　申述人が代襲相続人(おい，めい)の場合，被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本